

第七回 参議院農林委員會會議錄第十二号

昭和二十五年三月九日(木曜日)午後三時十五分開会

本日の会議に付した事件

○農業協同組合における滞貨問題に関する件

○米価の一本建に関する件

○委員長(楠見義男君) 只今から委員会を開会いたします。

ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

○国務大臣(森幸太郎君) 困つた問題

ができて、これは皆さんも非常に御心配になつていなさる、政府におきましてその責任のあることでありますから、一刻も早くこれは解決しなければならぬ問題でありますので、通商産業省、大蔵省、農林省が寄りまして、この解決案を毎日々々練つておるわけでありまして。いろ／＼農業の方々又は団体からはいろ／＼な御要求がありますが、その御要求全部を受入れるかどうかといふことは、今見通しを申上げることができませんが、この報奨物資といつたしまして渡しましたものが、約六割が協同組合に行つておるのがあります。これは御承知と存じますが、これが一月から消費税が一割安くなりまして、取引高税がなくなりましたために、十二月の価格よりは

第九部

農林委員會會議錄第十二号 昭和二十五年三月九日【参議院】

二割から三割近くのものがつつて来たのであります。併し農業協同組合等におきましては、農家が非常にその現品の引替を望んでおりますために、相当引合が終つておるのであります。併しその引合が終つたものが、現金が直ちに問屋の方に返つていきますならよろしいのであります。所によりましてはその代金が途中で道草を食つておるといふような向もあるらしいのであります。いずれにいたしましても、問屋といたしましては五十億近い品物をばら撒きまして、そしてその金が入つて来ない。手形の期限は切れるし、今破産になるというふうな状態になつておるのであります。先般も問屋の人が参りまして、若し我々がこの債権を執行いたしますと協同組合が皆潰れてしまします。協同組合を潰すか、我々が潰れるかどつちかだというふうな悲惨な話もあり、又事実そうなのであります。これは刻々を争う問題であるから、何とかして解決いたしたいと思つておるのであります。何分相当の金額でありますので、一時は問屋の方でそう売れない、値が高く売れないという品物は、一応問屋が引受けてしまふのであります。そうしますと、考えたのであります。そうしますと、協同組合としては損は行かなかつたが、農家に報奨物資が渡らなかつた。こういうことになるので、それでは当初の目的を根本からなくすることになるから、一応の解決策として、農業協同組合側としては、やはり現在の価格

て、この問題は農村の負担から免がれまして、一つ再生産にも又供出にも喜んでできる態勢を一つ特にお骨折り願いたい、かような点を一つお願い申し上げます。○小川久義君 大臣も折角お骨折りらしいのであります。いつも問題が起きて処理が遅れるというのが通例であります。この報奨物資は御承知の通り、我々農民が欲しいから呉れたいものではない。言換へると、政府が反物屋を始めたようなもので、売れんものは直ちに引取ることが原則でなければならぬ。我々が購入申込をして来た品物とは違つて、従つてこの間からの次官なり資料課長の話がありました。が、他にもそういうストックがあるのじゃないかというお話でありました。これは違つた。報奨物資に限つては国が、出して呉れとも言わんものを、それが値が税金関係で下つても、国家から出る、現在の金はある程度入つて来るが、これは単協が報奨物資の代金を前渡ししておる。大体全国では購運が取扱つておりますが、単協で前渡ししておるそのところへ品物が来た。来たがその品物は至つて不適当なものである。而も値段が高いといふことで農民が買取れない。一方又農村金融が詰つておりまして、これはすでに大臣も御承知でしょうが、農林省の統計においても、一町歩未満の農家は二万五千円の赤字になるといふ統計がはつきり農林省から出ておる。そういう状態で農民は、来たが買うことのできん形になつておる。その買うことのできんものを單協が前渡しをして、品物が遅れる。悪い品物の高いものを高い額で抱え込んでおる。私は十五億や十六億では治まらぬと思う。少くともこれは三割下つたというが、三割下つておると又二割も下つてしまふ。買わない。買えん状態になるのです。これでは農民は欲しいが買われない。金がない。この金のないものに前渡金を出しておる。そうして要らん品物を抱え込んでおる。これは大臣もよく御承知ですが、一刻もと言われますが、これはもうはつきりした問題なんです。政府が、欲しいと言わんものをあてがうておる。それが要らんとするならば直ちに回収をするとか、立替えておる代金を拂うとか、これははつきりし過ぎていふ程はつきりしておる問題なんです。これは大臣の御言葉通り一刻も早く、少くとも僕は倍額、五十億の半分くらいは出して貰わなければ、この処理ができません。その点を一つ十分実情を御認識になつて一日も早く、他の公団関係を見ましても、炭だけでも五十億七千万円、他の公団皆都合の悪いものは一般国費から出ておる。これだけは政府がやつた仕事を処置するのだから農民のためにやるのじゃない。一方では又農業協同組合が力がないからだといふ解釈で農林大臣がおいでになるようですが、そういうものじゃない。協同組合が力がないから買ひ取れないのじゃないので、要らんものを政府があてがうたといふことなんです。

くらひにしてその物を貰えんかといふふうな要求が出て来たのであります。そうしますと約三割くらいそこに損をしなければならぬ。その金をどこから持つて来るかといふ問題で、あれやこれやいろ／＼精算もありますが、約十五億くらい金があれば何とかかんとかこの問題は解決するのではないかと金でどこから持つて来るかといふことで、金額は僅か十五億くらいのことです。ありますから、政府が責任を持てば何でもないことではあります。併したと一億の金でもわけの分らないことに支出できませんので、その十五億程度の金をどこから持つて行くかといふことを、今財務当局と通商産業省、又農林省と折衝いたしておるのであります。一日も早く解決いたしまして、この報奨物資の目的に副うようにいたしたいと努力いたしておるわけでありま

○山崎恒君 大臣の御苦勞されておる点もよく分るのであります。この問題が解決せん場合には、これはもう次の供出問題にも影響を及ぼす問題であります。先程来私申し上げましたように、これはもう農村自体の経営にも、又協同組合自体の経営にも、これは二度と立上れないような羽目に陥る虞れもあります。問題は只今大臣からおつしやられましたように、十五、六億円の問題といふようなことでありますので、これはどの面からか、大臣の特に最大の政治力を發揮願ひまし

その点を十分御認識になつて、直ちに解決をして頂きたい。今日お見えになつておる方々は皆その責任者の方である。大臣の確たる御返答をお聴きしなければ、県へ帰れんという血の叫びでお集りになつておる方々である。幸いそのような代表者の方々もお出でになるから、大臣は、こうするのだ、あつするのだという決意を御披露願いたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 少し今日までの経過と違つたようではありますが、政府は保証をした品物を渡したのだから、早速引取るべきだという御質問でありましたが、原反なんか問屋に引取らせようと思つたのですが、それじゃ報奨物資が行かんから、安くして農家が廻せという、こういう御意見も私の方で聞いておるのであります。従つて今もう、そうすると現在の市価と同じような程度まで来るには相当の値段の値開きがある。それをどこから出して行かなければ、この問題は解決しない。こういうことになるのであります。全部問屋が一応引取るうというやうなことも考えたのでありますが、それじゃ報奨物資の目的を達することができないから、安くしてこれを農村の方へ廻して呉れという、こういうことも聞いておるのであります。これは先程もお答えいたしました通り、速やかにやらなければならん問題であります。しかしこれは農林大臣だけでこうしましよ、あしましよという解決のつく問題じゃありません。これは先程申しました大蔵省、通商産業省の三省寄つて、その処置を決定しなければならんのでありますから、毎日この問題について速やかな解決に努力をいたし

ておるのであります。どうぞその点を御了承願ひたいと思ひます。

○小川久義君 大臣の御苦心は分るのですが、農民に買入金がないというのを只今の御考慮の中に是非入れて貰わなければいけないので、これと同じ事態が肥料において、この次の機会に出て来ると思う。そのくらい農村が行き詰つておるのだが、農林大臣は農村恐慌はまだないやうなことをお考えです。私も末端の協同組合長でありまして、先日国へ帰つたときに調べて来たのですが、富山県の購連においての売れない品物、都合の悪いものを皆書出して、全県下に亘つて單協の品物を調べて歩いたのですが、それを三割安くしても買つというところは考えや行けない。買えないのである。然るに問題は違ひますが、最近農業課税に対して更正決定が来ておる。追加税、高利貸のやうな利息を加算して、一遍納めた分程大体来ておる。いわゆる税務署が内示をした金額に従つて納税をしたが、そのとき納めた程又来ておる。かかる状態でありまして、農民が買ひ得ない。特に自転車のごときは新らしい自転車がなぜ空気が抜けるかとはぐつて見るとつぎがチューブに付いておる。一つや二つじゃない、三つも四つも付いておる自転車が来ておる。而も市価よりも二千百円ぐらゐは高い。かような粗雑品。タイヤのごときは再生ゴムだ。チューブはつぎだらけである。僕のような体の重いものは乗れん。危うて、折れるやうな気がして、そういう品物を市価よりも二千百円も三千円も高く配給して、それでどうして買へるか。これは買へんというのを只今御心配になつておる根本の考え方に加

えて貰わなければいかん。三割まけてやつても買ひ得ない。買入金がないわい。こういうことを是非お含みを願ひたい。従つて僕は先程申し上げましたやうな、農林大臣は三割下げれば十五億だ、こういう計算でしようが、僕はその範囲内では捌けない。農民が買ひこたがでんという実情を十分お知り願つて、その方法をお考え願ひたい。特にこの点はお願ひして置きます。

○委員長(楠見義男君) どうでしようかこの問題は、一応政府が今具體的にお考えになつておる考え方の方向を伺つて、それに対する質問なり、又それに対する希望なり、そういうことをして貰つた方がはつきりすると思うのですがね。

○岡村文四郎君 報奨物資のことで非常に御心配もかけ、前二氏の御質問の通りのやうであります。これは考え方の問題であります。大臣の御答弁をお聴きいたしますと、買へればよかつたというところに聞えます。そこで高くても引取りができればよかつたが、引取れないのだからこういう問題が起きたというところから、これは考え方の問題であります。これは当然いけなうに聞えますが、これは現在未配給になつておりますものと、それから配給いたしました、配給済になつておりますものを、これはそのまま置いておくわけにはいかんと思ひます。そこでどうにか金繰りがついて單協が引受けて、それを農家に配給いたしましたものは相当あると思ひます。併しながら正直に、真面目にいろ／＼相談をして引取つたものは高いものを買つた。金のないものは幸いに、文句を言つておつたものは安いものを買つておる。こ

ういうことは絶対に成立しませんので、二様に政策を立て、先ず今の処分になつていない品物を如何にするかという問題を先に片付けて、配給いたしておりますものが今日や明日は改まりませんから、それはその次にお考えになつた方がいいと思ひますが、そのお考えでない、金さえあれば取つたので、これで済んだということは到底考えられないと思ひます。それで、実は一昨日課長からいろ／＼お話を承りまして、大体様子が分つたのであります。が、こゝまで来るまで政府自体が黙つておつたというところは誠に残念であります。そこで輸出すべき纖維製品が滞貨をいたしております。そのときに、すでに国内に纖維製品は放出されて安くなることははつきりいたしております。自転車のごときなどは去年の十一月頃から四千五百円になることが我々に承知だったのであります。そういうことになつておりますことを政府は知つておるのに、やつと今日になつてから、俄かにそういうことが起きたやうにしてやつておりますが、これは非常に遅いことで、そういうことでなく、前々からこれは分つておつたのであります。が、併し商人でありますから、役人のする仕事は商人と違つて多少頭がにぶいにしても、こゝまで来るまでには何か方策を講じなければならなかつたものだと思ひます。そこで今御心配になつておりますが、急に即刻に願わなければならぬのであります。が、大臣がおつしやるやうに、農林省自体がお決めるわけにも参りませんし、大蔵、安本それ／＼と協議もし、又先方もきつと早く対処しなければならんことになると思ひますが、い

ずれにしても一刻も早く片付けられませんか。私が前から心配して大臣と一問一答をやつておりました。あのことが眞正面に現われかけただけでありまして、これは社会の経済恐慌の第一歩が農村に先に来て、それから段々と中小企業に來るのであります。それが当然でありまして、その第一歩が先ず農村から起きたのであります。これは何も予期せんこともありませんし、これは不思議でも何でもないものであります。当然のことである。それを今頃になつてから、まあ心配しておるということは当然であるが、それでは駄目で、一刻も早く、非常に不本意でも大臣は、これは先頭に立つて即時解決することが当然である。しなければならんと思ひます。我々の方では前申し上げましたやうに、今未配給になつておるものは値引きをする。その値引きも申上げて置きますが、三割や四割ではないかのであります。と言ひますのは、段々下りつたあります。これから配給しようとしても、農家の方では金が非常にないし、段々物価が下つて来るし、今五割下げてもまだ高いといふことになつておると思ひます。そこで大体元の配給をしようとした価格の三分の一にすれば、大体買つて来るのではないかと。新聞を見ましても、市価を調べましても、非常に値下りをしておりますから、纖維が一番打撃を受けておりますが、これが生やさしいものではない。今月一杯、四月頃に来ます纖維の打撃は非常に大きいのであります。今方法を講じられても、配給する時期には下つて参りますから、又そういうことを繰返さないやうに、今思い切つて措置を講じなければならぬのであります。

す。そのことは止むを得ません。赤字の補填は始終やっておりますから、それを不都合とは思っておりませんから、思い切つて一つ御迷惑でも大臣の方で各省と十分に協議をして、一日も早くして、今の処置を講じて貰いますことをお願いしたいと思ひます、如何でございましょうか。

○国務大臣(森幸太郎君) 先程お答えいたしましたように、早急に解決したいと考えております。尙今現在残つておるものだけ値引きする、すでに渡つたものは駄目ではないかというお話でありましたが、そうではないのであります。若し三割とか四割とか五割とか、とにかく割引するということがなれば、農協であろうが商協であろうが、すべてに対してのものでありますから、絶対に、配給いたしました原価が四十九億二千八百九十四万九千円でありますから、ざつと十四億七千八百万円、こういうことになりますから、これは一律にバックするわけでありまして、いろいろ御希望もありますが、政府といたしましてはできるだけ早く解決したいと考えております。

○池田宇右衛門君 大臣並びに農政局長にお伺ひして置きたいと思ひますが、農林大臣は農村の自立、又農村の振興について全精力を打込んでおられるということもよく承知いたしております。各委員から言われた通り、この問題が濃厚になれば、仰せの通り、マッカイサー元帥においても日本の農業はよく民主的に團結して、日本農業の進展性に寄與しつつあるという、折角の農業協同組合も、これがために破壊の運命に陥るというようなことに相成りますならば、農民の蒙る損害は甚

大なことは言うまでもありません。而してこの農業協同組合の育成に對しまして、一方商協においてはそれ見たことかというような考えから、報奨物資方面においては商工業者が取扱わんとしておるような経路があります。これにつきまして大臣は農協育成の意味から、今後十分にこれらの問題を解決すると同時に、農協の育成のためにいよいよ御強力な御方針をお取り下さるかどうかということ、それから農政局長におかれては、大臣も申されたごとく三割の税その他において値下りが目前に迫りつつあるとき、農政局長といたしましては農村指導の立場から、かようなことありとしたり、先ず以て先に先手を打つて、そうして予め農村並びに農協に對して損害を未然に防ぐ方法をお取りになつておるかどうか、この二点についてちよつとお伺ひいたします。

○国務大臣(森幸太郎君) 根本的な問題についての御質問でありましたが、私は新しい農業政策は一に農業協同組合の健全なる発達を期待する外ないとかように考えまして、農政局におきましても殊更農業協同組合というような、他人根性を起さずに農政即農業協同組合であるという氣持でしたかつたのであります。併し制度の上において農業協同組合が置かれました。併しながら私の氣持は、今申上げました通り農業政策の相手方は農業協同組合である。この氣持で農政を進めて行きたいと思つております。農業協同組合も、申上げるまでもなく生れましてから二年余りありますので、まだその基礎が甚だ十分でないのはこれは止むを得ないのであります。殊に問題に

なりますのは、農業会からの資産の引継ぎとか、或いは複雑しておりましたのと、農器具等が漸次値下りをいたしました。それを相当見通して買取つておつたというようなものの処分等、先般も農業会の資産の引継ぎについて五十億ばかりの金を廻して貰わなければ、農業会の資産が引受けられないという御要求もあつたのであります。これも問題が別であります。一日も早くその金融面を考えまして、そうしてはつきりと農業協同組合が綺麗な姿で行くようにいたしたいと、その点につきましても考慮を拂つてゐるわけでありまして、この報奨物資等につきましては、政府が押付けたとか、いや望まない物をやつたとかいふ御批判があるようではあります。由來農村におきましては、こういう物資も農民の手に届くのが困難でありましたので、供出農業生産に御苦労になつてゐる農家にできるだけ便宜を図らうという意味から、この報奨物資の制度が行われて來ておりました。併し市場物価の今下落等の關係から、いろいろの問題が結論から考えますと起りますけれども、政府といたしましては、農業協同組合が眞に農業者みずから作つておる組合だといふ觀念で、農業協同組合を経営して頂きたい。又政府は相手がただ一つの農業協同組合であるという氣持で農政を行なつて行きたい。かように考へておるわけでありまして、今日の金詰りはひとり農村だけではありませんけれども、農村の金詰りは実に想像に余ることもあつたと承知いたしております。殊に資金の運轉の少い農業経営でありますから、その資金たるや長期の資金でなければならぬ。従つて又金

利が安くなければならぬ。こういう條件を必要といたしますので、中央農林金庫の内容を充実いたしましたして、現在では四十億圓しか貸す枠はありませんが、これを百六十億圓まで殖やしまして、そして長期にできるだけ安い利息の金融をいたしまして、そうして農業生産に不都合のないようにいたしたいと、かように考へておるわけであり

○政府委員(藤田巖君) 從來協同組合の指導について具体的にいろいろ農政局としても十分なる方針を立ててゐたのであります。只今農林大臣からお話でございましたように、農業協同組合ができましたものの、その具体的内容についていろいろ問題を包蔵しておるわけでありまして、我々としたしましては、機会ある毎に農業協同組合が本當に法律に書いてございまして、使命を達成するにふさわしい団体になるように考へておるわけでありまして、報奨物資の問題につきましても、私昨年の六月から農政局長をいたしてありますが、その当時は率直に申し上げます、報奨物資はできるだけこれを農業協同組合の手によつて配給したい。そういうふうな問題がむしろ非常に深刻に出て來ていたわけですから、それがいろいろの情勢が変化をいたしました。かような状態になつたわけでありまして、私共といたしましては、やはり農業協同組合の根本的なこの際再建の方策を立てまして、それによつてやつて参りたい。かように考へております。

○石川準吉君 この報奨物資の行き詰りの問題につきましては、別段繰返す必要がないと思ひますが、只今大臣か

らいろいろの御答弁を承りますという、その解決の方法といたしましては、現在の価格までに値下げをするという方法が、一つお聞きしたのであります。その外にこの解決の方法としてどういふ御処置を取る御方向でありますか。その点を一つお伺ひしたいと思います。

○委員(補見義男君) 今の問題は具体的に言つて、問題は二点あると思ひます。三割値下げという奴は前の引渡し、それから引渡し未済のものについて同じようにバック・ペイという問題。もう一つの問題は、引渡し未済の問題について、実は農家が欲しないという場合は、政府は引取るのかどうか。或いは他の団体に引取らせるのかという問題。そういう具体的な問題について一つお聞きしたらどうかと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 大体さつき説明いたしました、当面の問題といたしましては、市場の価格よりは高い物が配給されたのであるから、それを一応値を下げるということ。それから下げるに於いてその金をどうするか。こういう問題と、それからどうしてもいやなら返すという場合において、それは問屋の方は引受けましたといひますと、一つは報奨物資が行かんじやないか。そうすれば報奨物資は欲しいんだという、こういう問題はあると思

いますが、今急速に解決したいと思つておりますことは、とにかく値段を適正なところまで下げると、そうすると、そこに差額ができて来るが、その差額をどうするか、こういう問題であります。ところが若しここに一つ、金が拂つて置くと、金は拂つたが、品物が気に入らんから、品物を返すから、その金を返して呉れと、こういう問題が、果して問屋の方からその金が戻つて来るかというところに、一つの心配があるものであります。いずれにしても、問題が複雑になつておりますので、簡単に解決できない事情も相当あると思ひますが、とにかくこの期限のある手形の発行でありますので、何とかこれを処置しなければ困る。こういう問題でありますので、今はむしろ拙速を尊ぶかとも信ずるので、早くこの金融問題をつけて解決をいたしたいと、かように考へてゐるわけでありす。

○山崎恒君 只今農政局長から、報奨物資は全面的に協同組合が希望してつたというふうな情勢でもあつたというふうな御意見があつたのであります。が、無論我々は、この協同組織の精神から行きまして農村に配給される物は、みずから我々の手によつて購入して、生産資材或いは生活資材は、我々の手によつて一つ分配したいといふのが協同の精神でありまして、それとこれとは問題が異なると思ふのであります。殊に今回のこの問題は、当然この貿易公団が輸出に振向くべきところの繊維製品を今まで相当抱えておつたところが、急速にそれが輸出できなかつたために、ダンピングするわけに行かんから、国内へこれを放出した。

そのために値下りになつたというものが、これが根本の大きな原因でありまして、こういう経済現象にしたのは誰がしたかということになると、これは政府みずからがこういふところに追込んだと言つても過言でない。ために、当然物と金との面から考えまして、どうしても事ひとり農林省の問題じゃなくて、これは政府全体の操作がよくなるところに追込んでしまつたと、これは通産省或いは安本或いは大蔵省というふうな関連性のある問題であるのであつて、これは当然供出農家が負うべきところの責任じゃないと、かように思ふのであります。そのために、定めし農林大臣としても、御苦勞様だと思ひますが、これは私再三申し上げます、これはもう食糧問題をこれまで追込んで来たのは、やはり供出した農家の純情な責任感が日本の経済を安穩にこれまで持つて来た、基礎は農民であるという考えの下に、その報奨物資のためにかような反動ができたというふうなことから考えましても、これは当然農林大臣として高らかに主張して、当然国が負うべき責任であると思ふのであります。その氣持で一つ御解決を願ひたいと思ふのであります。

○石川進吉君 先程大臣からも御答弁を頂きましたのであります。大体緊急に解決しなければならぬ問題は、不渡手形の問題、それから現在値が下つております値引の問題、更に單協に行つておりますが、農民に金がないために引取らんと、或いはその品物が農業の生産に役立たないために引取らんと、こういうふうなものとすれば、それをどういふふうに処分するか、この

三つが緊急な問題と思ひますが、値引の問題につきましては、先程お話がありましたのでよく了解いたしました。が、不渡手形の解決の問題につきましては、どういふ御方針で進んでおられますか、又單協に行つて農民の手に渡らない品物につきましては、返還の要求がありましたような場合には、これは返還させるような御意向にお考えになつておりますかどうか、その点をはつきり伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) この手形の問題であります。私はそういう専門のことを余り知らないので、すでに六十日という期限があるのであります。これはめつちややたらに無い無いと引延ばすわけに行かないのであります。財務当局といたしましても承知いたして、これを延ばすといふことは金融界に非常な影響もあるもので、まあ肚でやるという、まあできるだけ善処するといふくらいは表現によつてやつて行きたいというふうな物の取戻し問題であります。一応まとめればこれは問屋の方に返す、受け取るという話もあつたのであります。が、それはすでに配給になつておるものもありますし、やはりこれは値段を安くして農村に送らなければ、配給物資の精神もなくなります。特に受取らないというふうなものがあればこれは止むを得ないと思ひますが、それはそういう全面的な問題ではないのであります。適当に処置を今後考へて行くべきであるところ存じております。

○小川久義君 不渡の手形の問題なんです。何か財政的な処置で吐きやうというふうな大臣のお答えですが、これは各県の方の様子を聞いて見ましても、何もまだ政府からそういう手も打つてなし、それから手形の支拂延期は現行法は認めんといふのが実情であり、従つてこれも早く不渡の分は、課長から聞くところによつて三千万円という話だつたんですが、商業組合の方に言わせると一億七、八千万円という話なので、私はこれは今の値引の問題と睨み合せて何か手を打つて貰はんと、現行法では延期できん、それによつて正当な手続をする農協がぶつ倒れてしまふという現情に追込まれると思ふので、不渡の手形の問題は、これはやはり政府が責任を持つて國家補償をするとか、政府の手によつてその支拂の延期なりその他の方法を講じて頂きたい。この点について大臣何か名案を一つ言つて頂きたいのと、大臣のお考えを併せて伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 不渡手形は報奨物資の關係で十億円程度となつておるのであります。併しこれは私は金融界の知識を持つておりませんけれども、どうもそういう手形を又延ばし、又延ばしといふことは事実上できんやうであります。そこは大蔵省においてそういう債権の失効をしないやうな適切な処置をつけて、そうして速やかに根本を解決するといふことより外ないのではないかとこゝろ思つております。

○岡村文四郎君 ちよつとお願ひして置きますが、不渡になるというのでなるといふならば、今から考えればいいので、なつてゐるのだから期限は切れております。そこで十二三億あるやうな話ですが、それは今にも銀行も最後のな処置をしなければならぬというやうなことになるのであります。この措置だけは早急に一つ探つて貰はんと、六十日も九十日もとりませんと、今の金融状態では、政府がやる言つても金融界はそういうことをしないので、差当り何かの方法によつて出して貰う、こういう方法を運ぶのいいと思ひますから、その点お願ひします。

○岡田宗司君 只今の岡村さんの言われたこと非常に重大なんです。とにかく不渡手形が、すでに不渡になつてゐるのであります。これは實際的に救済するためには別に融資をして頂く以外にはない。値下りや何かの問題の解決はこれはまだ若干の日も藉せると思ふのであります。その方がやはり別に一定の融資をして急場を切り抜けるという措置を直ちに採つて頂きたい、こういうふうな考へます。その趣旨で一つ大蔵当局の方に折衝を願ひたい、こゝろ思ふのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) この問題は事務的に解決すべき問題と、政治的に解決すべき問題と二様あると思ひますが、いずれも重大であります。事務的のものが緊迫したておるのであります。今岡田さんなり岡村さんなりのお話の通り、とにかく期限が切れてゐるのですから、何とかしなければ銀行としてもおつとしておられない、こゝろ急迫したておる状態でありまして、これは大蔵当局におきましても特に認識もいたしておりますので、この問題の解決は財務当局として適当な措

置を採ることと考えております。

○委員長(補見義男君) それでは衣料問題は、一応本日の結論としては三つの問題について、即ち一つは値下りの補償と言いますか、何と言いますか。その問題については一刻も争つて、政府の方で対策を立てるよう努力しているということでもあります。それから第二番目の今お話に出ました不渡手形の金融的措置の問題、これも第一の問題と同様に、一刻を争つて今折角努力している、こういうことでもあります。第三番目の問題は引取拒否と言いますか、その措置については、これは個々の事態に即応してそのときに善処する、こういう結論であります。一応これは跡を引く問題であります。尚あればいつでにやつて頂きたいと思ひます。

○岡村文四郎君 そこで、單協で取れないというのができた場合の措置であります。問屋の方にこれを返還するから受取れ、こういう受取らんとは言わんとする。ところが渡したら最後くれんと思う。そこでうんと値切つて、そうして政府の方で肚を決めて、單協は欲しい品物だから損はないという工合に考えるが、政府が取つてどこかに保管して置くかしなければ、これはなか／＼役人がごまかされて、そうして受取らんから返せというて、言われたら最後である。それきりなんです。この点も特に御注意して貰わないと、なか／＼今の商人は非常に窮迫しているから、そんなものと違ひます。それから手形の問題は早く解決をつけるといふこと、少し手際よくつけてやらんと、順次出て来ますから、大した不渡手形が今度はそれが跡を引くと

いうと銀行は心配しますから、決して政府が言うからというので、そんなやさしいことではしてくれないと思ひます。だからそこから渡らんぞということになります。今後あとからできまる不渡手形は夥しいと思ひます。どんどん廻つて来ますから、それを銀行が心配するために、政府の方で拂うやつは綺麗に拂つて貰う、そういうふうにして頂かんといふかと思ひます。それだけ一つお願い申し上げます。

○委員長(補見義男君) それでは衣料問題は今日だけの問題じゃありませんし、引續いてその経過を常に我々は見守つて行かなければなりませんし、別々の問題もありません。一応衣料問題は本日はこれで打切ることいたします。それから……

○山崎恒君 これは大臣にいろ／＼見通しがあると思ひますが、只今の問題は大体いつ頃、各省との折衝見通しがあるか、その辺一つ予めお聴かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) これは非常に急迫しておる問題でありますので、もう夜畫なしに事務当局はやつておるのであります。いつまで頃とはつきり申上げることができません。これは一時も放つて置けない問題なので、急いでやりますから、最少限度幾日からというのを申上げかねるのです。できるだけ急いでやります。

○委員長(補見義男君) 尙衣料問題はこれだけに置きましよう。小川さんから、單作地帯の米に対する供出割当の補正の問題について、かねて農林大臣に質問をしたいということでした。が留保されておつたので、この機会にやつて頂きたい。それから後、芋の問

題をやつて頂きます。

○小川久義君 昭和二十五年産米の割当の表を見ますと、減つたところの最高は二一%減つておる。殖えたところの割合を見ると一〇%五殖えておる。そこでずつと各県のやつを見ると、十三県、北海道を入れて、北海道外十三県が殖えておる。後は全部減つておる。この数字の根拠を先ずお聴きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 昭和二十五年産の米、雑穀の割でございしますが、この割当方針が生産高をはじきます基礎といたしまして、面積の取り方、それから反収の取り方、これが昭和二十四年と若干變つております。これは、面積の取り方につきましては、これは全国共通の原則でやつたのであります。反収につきましては勿論一律には考へたのであります。昭和二十五年産米の割当につきましては、昭和二十一年乃至二十四年の上位三ヶ年、上位三ヶ年の平均というふうに取りまして、最近の作柄の事情を勘案いたしまして、これを決定いたしましたのであります。昭和二十四年度の米のときは、御承知の昭和十七年乃至二十二年の六ヶ年中、上位四ヶ年というふうなものを取り、而もそれに対して、肥料の増嵩による反収の増加ということを見込んで計算いたしました。そういうふうな計算をいたしました結果、最近に大体何と申しますか、比較的災害の少かつた、いわば東北地帯、或いは北陸地帯、こういうふうなもの生産数量が、従来より較べまして、西に較べまして若干上つて来た、こういうふうな結果になったと思ひます。

で、そういういじり廻すものだから実態と反するので、そういうふうに見込んでやつたとか、見込まずとやつたとかいうことは根本から誤つておる。農地の実態を知らないで、そうして見込んでおる……、東京の農林省の二階においでしてそんなことが分る筈がない。そういういじりくちが間違つたので、特にこれは政治的な考へ方が十分含まれておると思ふ。これは昨年の補正割当のときは、一定の率ですらつと日本中やつた。ところが知事が結束してなか／＼うんと言わない。これじゃ困るということが因になつたのではないかと思ふ。そうでなかつたらこういう数字は出やしない。北海道外十三県だけを八十万石殖やして、全部の頭で一万四千石しか殖えていない。全供出量が一万四千石しか殖えておらんものを、北海道外十三県で八十万石殖やす。あと三十何県に対してそれだけ減らしておる。これは必ずそこに何かの魂胆があると思はれても仕方ない。特に單作地帯は、先程も申上げました通り、一町未満の百姓は二万五千円赤字になるという数字が農林省からはつきり出ている。あらゆる機關が單作地帯救済のために、いろんな団体を作つて政府にお願い、陳情しておる。それと相反して逆になつておる。生産割当を或る程度に現在よりも下げて置かなければならぬ。そうして超過供出をさして單作地帯救済に當てることも一つの方法なればならぬ。然るに我々血の叫びも聞かずと、單作地帯、恵まれん地帯だけを八十万石も割当を殖やして、他の裏作、二毛作地帯を悉く下げておる。それは先程局長が答弁しました。が、何も見込んだとか、肥料が全国一律に行つておる、全国一律に行つておるものを殊更農地の実態も把握しないで、そうして殖やす、この根拠が、僕はそういう意味を含んでおると思ふ。大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(森幸太郎君) 決して政治的意味を含んでおるというところでは、行政の上において採らないところではあります。事務当局は農林省の手によつて調査いたしました資料を根拠といたしまして、農地改良局ができるだけ周到に集めました資料等を十分検討を加えて出た数字でありまして、決して政治的意味も何もないのであります。から、どうかその点だけは御了承願ひたいと存じます。

○小川久義君 どうも了承できかねるのですが、まあ大臣はそう言うておられるのなら、このことは水掛論をしておつても止むを得ませんが、僕はそう信ぜざるを得ないし、かかることは將來もつと慎重にやつて貰はん。この間富山県の農業調整委員連中がやつて来たときの話では、泊り込みでその根拠をお聴きしたが、明確なる御答弁もなし、又殖やしたところの内容がらしますと、富山県には耕作反別を殖やしておる。隣の石川県は反収を上げてあるということになつておる。ゴム製品が何かならとにかく、田圃が三千町歩だの、五千町歩だの、伸びたり縮んだりする筈がない。而も過去ずつと採つて来た方法によつて、大体全国歩調を揃えて完納をして来た筈なんです。然るにその過去の実績を無視して見込を加えたところに根本の誤りがあると思ふが、やがてこれは最高收量を示したのだというお話だつたさうですが、最高の收量が收穫できなかつたと

きはどうかされるお考えですか。最高を示したのですから、この陽気から見

て、最高の数字に達しないと僕は予測しておる。そのときはどういふ措置をお探りになりますか。お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 実收の成績如何によりましては、事前割当に対して適切な補正をすることは、これは法律に規定してゐるところであります。

○小川久義君 大臣に一つお伺いしますが、この十三県と北海道の代表者方との懇談でありますか、僕は富山県の農業調整委員が帰つて来て憤慨して泣いておつたことなんです、大臣はもう割当を呑まねえやない、呑まねえやとおけ、輸入食糧を入れて見せるという事で大威張りだつたというお話ですが、それが僕は真実とすれば重大な問題だと思ふ。私がほかへ演説に廻るときに追駈けて来て、こういうことだつたと泣いておる。これが、それで私一人だけ聞いたのかと思ひます、今日も衣料の問題で、衆議院の第一會議室において、どこかの県の代表の方が言つておられた。そうするとあつちにもこつちにも聞いたというものがいる以上は、僕は嘘でないと思ふ。一人聞いたというのじや別問題ですが、うちの県から来た代表者は、口を揃えて言つてゐる。今日は他の県の方が午前中衆議院の会館の第一會議室において、大衆の前で言つておられる。こういう点は僕は重大な問題だと思ふが、大臣にはそうことがあつたかなかつたか、明確に御答弁を願ひたい。

○委員長(楠見義男君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

それじや今の割当の問題はその程度にしまして、次に芋の問題についてお質疑を願ひます。尙農林大臣は、衆議院の予算委員會の討論採決に四時半から入るやうでありますから、それまでおられます。

○山崎恒君 芋の問題は、先程管理局長官から、今度の買入れは四億だとい

うことをお聞きしたのでありますが、一億三千万貫が馬鈴薯、二億七千万貫が甘藷だといふような数字的の説明はされたのですが、この割当方法に対して、どういふ方法でおろすか、恐らくこれは全国四億貫とすると、非常な希望があると思ふのですが、これをどういふ工合に取捨選択するか、その買入れ方法の点について、これは事務的な問題になりましようが、一つお聴きたいと思ひます。それと雑穀の問題ですが、雑穀はこれは先刻大臣も方針を持つておられたやうですが、急に最近情勢が變つたやうですが、この点も併せてお聴きたいと思ふのですが。

○國務大臣(森幸太郎君) 芋の四億万貫の買入れの基礎数字は、これは関係方面から許容された限度であります。これをどういふやうに各府県に割るかと申しますと、各府県の今日までの何年間かの生産状況、そして供出状況、そしてその県にこれを消費する状況といふことを勘案して決めたと思つてゐるものであります。一応各府県にどれだけ芋が一等、二等で買入場合において受けられるかという調査をいたします。ところが、こちらでは、そんなに買入て貰わなくてもいいとい

う県もありますし、又こちらの予定いたしております数よりは余計予約したいといふ府県もあります。こちらの考え方とまち／＼であります。それを按排いたしまして、過去の供出の実績、その生産状況、消費の状況等を考へて決めて行きたい、かように考へております。勿論これは一応決まっています。知事に指示するまでに、中央委員會やなんかの参考に供したいと思へております。

尙雑穀の問題は、これは今のお話の言葉の足らんために誤解を招いた一つであります。私はグリーンピースとか、そばとか、小豆、こんなものは外すしてしまふべきだと、こう思つております。今でもそう思つております。併し今日アメリカの二十四年米穀年度の食糧事情を、いろ／＼向うの予算等の関係から考へられたときに、雑穀も併せて生産計画を立てる、こういうこととあります。現在生産計画を立てて、雑穀もそれ／＼各府県に額を示しておるのであります。併し二十五年度、會計年度であります。米穀の予算が七月に決るわけでありまして、米穀年度の事情がどういふやうに變つて来るかは、七月になるとはつきりして参るのであります。その場合に、現在手持食糧の事情、そして米國における食糧の、日本に対する食糧の計画等を勘案いたしまして、できるならば、私の理想としておる、そういう雑穀の中の、確か十四五種類あつたと思ひますが、その中の数種は止むを得んが、他のものは外すしてもいいのではないか、かような氣持を持つておるのでございします。グリーンピースや落花生やら、そばだなどといつたやうなもの

は、主要食糧としての代用にもなつておりますけれども、これは配給でできませんので、味噌の原料とか、醬油の原料に廻つておるといふ現状でありますから、そういう統制の不必要なものは、雑穀の中から外したいといふ氣持は今でも持つております。その時期は、今年の七月になれば、アメリカの日本に対する態度がはつきりいたしました。日本の食糧事情の見通しが付いた場合において行ふことができれば、その時期だ、こういうやうなのが私の申上げたことであります。

○岡田宗司君 本年度の芋の買上げ四億貫を限度として、こういうことであるという事は、四億貫を割当として買ふという事であります。それ以内の或いは食糧事情によつて買上げは止める。例えば一千万貫でも四億貫以内、食糧事情によつて四億貫以内において買上げを止めるというやうなことが、或いは起るとも考へられるのです。これははつきり四億貫買われることになるのかどうか。

○國務大臣(森幸太郎君) これは、その当時政府の定めます価格と市場価格との関係、又地理的關係等いろ／＼あると存じますが、四億貫を大体標準として買入。でそれ以上買つてくれといふことになりました場合においては、特別會計の予算が四億貫を、本年の米基準によりましての買入方が考へられおられますので、それ以上買入ことは困難だと存じますが、それじや売つてくれぬ、四億貫政府に売らないといふ場合には、これは止むを得ないと存じます。これは、必ず四億貫はどうでも何でも買わなければならぬとい

うことではなくして、予算の有する四億貫だけは、成るべくなら買ひたい、こういう予定をいたしておるのであります。

○委員長(楠見義男君) 岡田さん、今の問題は、参考までに申上げますが、食糧管理法の一部を改正する法律が出ております。芋の買上げる方式が良いか悪いかは別にしまして、一応そういうものについては、政府は事前に約束します。それに対してはこれは買わなければならぬという規定が、実は法律の中に書いてあります。買上げの問題は一応、食糧管理法の一部を改正する法律案を審議する際にお願ひして、作付転換とか、その他の問題をお願いいたします。もう時間もありませんが……

○岡田宗司君 食糧特別會計も、本年度の食糧買入が三千百十七億、昨年度は三千百六十八億、昨年度は芋の買入の予算として、その中に四百九十三億、ところが、本年の食糧特別會計の食糧買入費の中には、芋類については一文も計上していません。そしてこれは但書で、その芋類は食糧代金の総額の範囲内で何とか流用してやるやうなことになつておると思ひます。その四億貫の芋を買上げるに當りまして、これを買二百二十億とすると、約八十億の予算が必要なんです。一体、この芋の買上げは政府は計上してないのです。これをどこから捻出するか、又流用すると思ふとどこから流用するか、その点を明らかにして頂きたい。

○國務大臣(森幸太郎君) これは、この問題を決定する過程を申上げると分るのであります。当初昨年の九月、主要食糧から芋類は外すらしいとい

ではないか、こういう覚書が出ました、とてもない覚書が出たというので、非常に政府は困りました、是非とも芋というものを、ここまで奨励して、又農業経営の比重も高いのであるから、この際、芋を主要食糧から外すことは困る。是非芋を一定量買うことにしたいというので、この特別会計の編成替について相当努力したたのであります。併し、一応これが関係方面の了解の下に、特別会計ができ上つてしまつておるのであります。それでありまして、この芋の四十万トン分だけを買うということについては相当難色がありまして、一ヶ月ばかり交渉がかつたのであります。従つて、漸く政府の考へてゐる、芋に対する事情が了解を得たのであります、すでに特別会計は、芋を買わないということに一応の組立ができつておりましたので、特にこの会計の範囲内において、而も四十万トン、いわゆる四億貫を限つて、会計の中で買つてもいいという承認を得たのであります。それで、会計の面から御覽下されば、この買入費目の中に芋というが入つておりませんが、その後指令を貰いましたときに、特別会計の中から四億貫だけは買つてもいい、こういう承認を受けたのでありますから、この会計の範囲内においてこの数量を買うことを経理して行きたいと、かように考へておるわけでありまして。

○岡田宗司君 どこから流用するので。どの費用から……
○国務大臣(森幸太郎君) 会計の費目を詳しく私存してありませんが、米を買入れるその経費の中と御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 羽生さんは質問を留保されておりましたが、大臣がおられますからどうぞ……
○羽生三十七君 私は只今問題になつたことと違つた問題ですが、この機会にお尋ねしたいと思ひます。

或る機会に、プライベイトの意見として大蔵大臣が言われたという問題でありますけれども、それは大蔵大臣の意見か、或いは他人の意見をお取次しただけか知りませんが、要するに輸入食糧の価格を、今の配給食糧でありまして、その価格を引上げて、同時に生産者の買入価格を引上げて、適当なところで一本建にする、つまり今の生産者価格を四十二円五十銭のものとありますならば、これを五十五円くらいにする。それから配給の価格も六十何円か、ものを五十五円くらいに下げても一本建の販売価格にするということが、極めて理想的だということを言われたのであります、そういうことを現にお考えになつたことがあるのか、全く農林大臣は関知されないのか、その点をちよつと伺ひたい。

○国務大臣(森幸太郎君) その問題については、別に大蔵大臣の方針を承つたことではないのでありますから、今日の消費者の立場、又生産に必要な購入物資の価格等の点からあつた形勢になつておるのであります、将来これが統制……いわゆる援助物資として日本が受けなくなりまして、これが自由の立場になりますと、そこに自由な価格も出ると思ひますが、これが現在のようにならぬ食糧が高い場合におきましては、自然内地の農産物がこれが高くなつて来る。そういう場合において、これが消費者にどう影響を及ぼす

かという問題もおのずからそこに考えなくちやならぬと思ひますが、現在は輸入食糧は割高になつております。併し将来若しも安くなつて入つて来るということがあります、先程申し上げましたような関税政策によりまして内地の農産物の価格を保持して行かなければならぬと思ひますが、いづれにしても今日の米の適正な価格を見付まして、内地の米の適正な価格を見付まして、その価格と外国の食糧の価格とを比較いたしまして、その差額だけを補給金でやつておつたわけでありまして、今後どの程度日本の食糧があつたら補給金を廃止していいかというようなことは、各国々の食糧の輸入先によつて違つて来ますので、これは将来におきまして、やはり管理統制の下にいろいろの価格の外米、そうして日本の食糧といふものを一つにして価格操作を行つて行かなければならぬ、かように考へております。

○羽生三十七君 希望を申上げて置きます。今申上げたことは非常にいい考えだと思ふのであります。とにかく輸入食糧の配給価格を、消費者に今売つてゐる価格よりもずつと安くして、生産者の価格は引上げて一本建にする、これは補給金の関係があつて非常に予算上困難だと思ひます。非常に案としていい案だと思ひますので、一つ御研究を願ひたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 芋の問題はこれから本論に入るところであります、時間が参りましたので、これは又引続いて最近の委員会に譲ることになります。大臣は衆議院の方へ参りますから、外の問題をお取扱い願ひたいと思ひます。それでは只今から配給制度調査に関する小委員長の報告を伺うことにいたします。大分時間が経ちましたけれども(この程度で散会々々)と呼ぶ者あり……それでは本日はこの程度で散会して、只今の案件は後日いたすことにいたします。

午後四時三十分散会
出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三十七君
柴田 政次君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 岡田 宗司君
門田 定蔵君
池田宇右衛門君
北村 一男君
深水 六郎君
國井 淳一君
赤澤 與仁君
加瀬 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
岡村文四郎君
小川 久義君

国務大臣 森 幸太郎君
農林大臣 平川 守君
政府委員 農林事務官 藤田 巖君
(大臣官房長) 藤田 巖君
(農政局長) 安孫子藤吉君
食糧庁長官 安孫子藤吉君
三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「其ノ加工品タル食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム以下同ジ」を削る。

第三條第一項中「甘藷、馬鈴薯」を削る。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ニ對シ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ売渡ノ申込ニ依リ政府ノ買入ルモノルヲ指示スルモノトス
政府ハ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ガ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ前項ノ規定ニ依リ指示ニ從ヒ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡ヲ申込ミタルモノヲ買入ルルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項ノ規定ニ依リ米麦等ノ政府ノ買入ノ價格及需給事情を參酌シテ之ヲ定ム
第四條第一項中「米麦等」ヲ「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」に改める。
第五條第一項中「米麦等」ヲ「米麦等、甘藷及馬鈴薯」に改める。
第八條ノ二第二項中「食糧配給

公団及市町村長」を「食糧配給公団、命令ノ定ル所ニ依リ都道府県知事ノ登録ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者（以下販売業者ト称ス）及市町村長」に改める。

第八條ノ第三項中「自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者（以下消費者ト称ス）を「自己ノ生活上若ハ業務上消費スル者（以下消費者ト称ス）又ハ販売業者」に、同條第三項中「消費者」を「消費者又ハ販売業者」に改める。

第八條ノ四第一項及び第二項中「食糧配給公団」を「食糧配給公団又ハ販売業者」に、「消費者」を「販売業者又ハ消費者」に改める。

第十六條第一項中「一億八千万円」を「二億七千万円」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

第二十六條中「保管」を「販売、保管」に改める。

第二十七條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十六條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第一項中「甘しよ、馬鈴しよ」を削る。